

## あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び 関係法令の遵守並びに違法者取締りの徹底強化に関する意見書

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律において、第1条では、「医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けなければならない」とされ、同法第12条では、「何人も、第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為を業としてはならない」と規定されています。

また、同法第13条の7において、この第1条又は第12条に違反した者については、罰金に処すると明確に定められています。

しかしながら、近年、全国各地において、カイロプラクティック、整体、リフレクソロジー（足裏マッサージ）、タイ式マッサージ（スパ）などの看板を掲げる店舗が増加しており、これらの店舗の一部では、本来、免許者でなければ行うことができないマッサージ等が無免許者により行われ、これらの無免許者が事故を起こすことも懸念されているところです。

よって、国及び県におかれては、無免許者（違法業者）の取締まりを徹底強化し、国民が安心して適切な医療を受けられるようにするとともに、あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業の健全な発展と視覚障害者の就労の場を確保するため、法整備を含めた運用基準の明確化と適正化対策に取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月17日

出雲市議会